

平成30年度

安城市認可保育所等設置・運営事業者

募集要項

(再募集)

平成30年10月

安城市

※こちらは、平成30年7月の「平成30年度安城市保育所等設置・運営事業者募集」の応募がなかったため、内容の一部とスケジュールを修正して再募集を行うための要項です。

## 1 趣旨

低年齢児保育の需要が急増するなか、安城市は、これまで計画的に保育定員の拡大を進めてきましたが、平成29年10月時点の調査で待機児童が初めて発生する事態になりました。良好な保育サービスの提供と定員拡大による待機児童対策は本市の喫緊の重要課題となっています。そこで、安城市では平成30年6月策定の「安城市保育園・幼稚園運営方針」に基づき、市内において平成32年10月に認可保育所または幼保連携型認定こども園の設置・運営を開始する法人（以下「法人」という。）を募集します。

## 2 設置及び運営に係る要件

### (1) 事業形態

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた保育所または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けた幼保連携型認定こども園の設置及び運営

### (2) 開園日

平成32年10月1日

### (3) 整備地区

東山中学校区

※中学校区は、安城市公式ウェブサイトの「学ぶ」－「学校・教育」「小中学校区一覧（学校別）」でご確認ください。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/manabu/gakko/kyoikushisetsu/gakkugakkobetu.html>

### (4) 施設用地・建物等

ア 用地は法人が確保（自己所有・借地のいずれも可）すること。なお、借地の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定しかつ、これを登記すること。

イ 建物は法人が建設すること。

ウ 建設計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭

和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、その他の関係法令を遵守すること。

エ 愛知県「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛知県条例第68号)」または「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛知県条例第58号)」の基準を遵守し、運営に必要な保育室等の面積や職員配置を確実に確保すること。

オ 周辺の環境に合った外観に配慮すること。

カ 日照権等、近隣住民に十分な配慮をすること。

キ 工事内容等について町内会、近隣住民等に対し、法人自らが十分な説明を行い、要望等について誠実に対応すること。

ク 既存の保育園、幼稚園、認定こども園との位置関係を考慮すること。

ケ 駐車場(送迎用・職員用)を確保すること。また、敷地内に設ける駐車場の出入りについて、市と協議し交通安全に十分配慮した計画にすること。

コ 室内で児童が遊戯できる部屋(遊戯室)を設けること。

サ 低年齢児保育室には床暖房設備の設置に努めること。

シ 工事契約業者については、一般競争入札により選考を行うこと。

#### (5) 実施事業

市・県の関係各条例、要綱等を遵守するほか、次の内容に従い実施すること。

実施事業	条 件
通常保育	①定員 130人以上(うち3歳未満児55人以上) (想定定員:0歳児15名、1~2歳児各20名、3歳以上児各25名) ※なお、3歳児は2クラス開設を想定
	②受入年齢 生後6週間から
	③開園時間 平日・土曜日 7:15~18:15(11時間) ※変更の場合あり。
	④開所日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日
	⑤給食 自園調理

地域・子ども子育て支援事業等	延長保育	平日・土曜日 7:15～8:15、18:15～20:00 ※上記以外の時間帯設定については任意
		※その他の保育（例：一時預かり、休日）については任意

### 3 補助金

新園建設費用及び運営に係る補助金については、次の要綱等に基づき交付します。

(1) 安城市民間保育所等補助金交付要綱

(2) 安城市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱

※国が定める保育所等整備交付金交付要綱第6条に規定する事業に該当し、同要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合に補助対象になります。なお、事業着手は、国の内示決定後になります。

学校法人は、同要綱第6条の規定により幼保連携型認定こども園は補助対象となります。

(3) 安城市民間保育所運営費（整備費）補助金交付要領

### 4 応募資格

(1) 現に愛知県内に認可保育所、幼保連携型または保育所型認定こども園（以下、「認定こども園」とする。）を運営（指定管理も含む）している社会福祉法人または学校法人であること。

(2) 次に該当する法人は、提出することができません。

ア 国税、地方税を滞納している法人

イ 役員等に、次のいずれかに該当する者がいる法人

(ア) 破産者

(イ) 懲役または禁固の刑に処されその執行が終わらない者

(ウ) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留され、または起訴された者で、判決が確定にいたるまでの者

(エ) 役員等が成年被後見人または被保佐人若しくは未成年者である法人

ウ 安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）に基づく排除対象法人

なお、決定後に、排除対象法人であることが判明し、愛知県安城警察署より排除要請があった場合は、原則として決定の取消をします。

(3) その他の事項

ア 本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。

イ 施設長には、児童福祉施設等に幹部職員としての勤務実績を有している者、またはこれと同等の経験を有している者を配置すること。

ウ 新園の建設及び安定的な運営に必要な能力、資力等を有すること。

## 5 選考スケジュール及び選考方法

選考については、安城市保育所等設置運営者選考委員会（以下、選考委員会）が行います。

なお、提出書類については、「提出書類一覧（別紙1）」をご覧ください。

### <選考スケジュール>

<b>(1) 募集要項配布</b>	
9月20日(木) ～11月22日(木)	募集要項配布期間
<b>(2) 質問受付</b>	
9月20日(木) ～11月9日(金)	質問の受付期間
<b>(3) 参加申込</b>	
11月12日(月) ～11月22日(木)	参加申込書提出
<b>(4) 1次選考</b>	
11月12日(月) ～11月22日(木)	ア 書類提出
11月26日(月) ～11月30日(金)	イ 現地視察
12月3日(月)	ウ 選考委員会
	エ 1次選考結果通知
<b>(5) 2次選考</b>	
12月10日(月)～ 11日(火) 平成31年 1月8日(火)	ア 現地視察 イ プレゼンテーション ※実施日程は後日通知します。
	ウ 選考委員会
	エ 2次選考結果通知・公表

### (1) 募集要項配布

- ア 配布期間 平成30年9月20日(木)～11月22日(木)
- イ 配布・掲載場所 安城市役所本庁舎1階保育課保育経営係  
安城市公式ウェブサイト

### (2) 質問受付

募集要項に関するすべての質問を受付ます。

- ア 受付期間  
平成30年9月20日(木)～11月9日(金)
- イ 質問方法
  - (ア) 提出書類 提出書類一覧(別紙1) No.1 質問書(様式1)
  - (イ) 保育課保育経営係へ提出してください(FAX、電子メール可)。提出の際は、確認のため必ず同係へ電話にてご連絡ください。(午前8時30分～午後5時15分。閉庁日を除く)
- ウ 質問の回答  
質問に対する回答は、その都度安城市公式ウェブサイトに掲載します。

### (3) 参加申込及び書類提出

- ア 提出書類 提出書類一覧(別紙1) No.2～10  
書類不備の場合は減点の対象にします。受付期間外の書類の変更・差し替え等はできませんので、期日に余裕をもって提出してください。
  - (ア) 提出部数 原本1部、コピー8部
  - (イ) その他  
書類提出に関する詳細は、提出書類一覧(別紙1)をご確認ください。
- イ 受付期間  
平成30年11月12日(月)～11月22日(木)の  
午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)
- ウ 受付方法  
直接、保育課保育経営係へ持参してください(郵送では受け付けません)。  
来庁する際は、事前に電話予約をお願いします。

### (4) 1次選考

参加申込をした法人を対象に、提出書類、既存運営施設の現地視察による

選考を行い2次選考に進める4法人を決定します。

ア 現地視察

法人の運営する既存の保育所または認定こども園1か所を対象に行います。

(ア) 実施日 平成30年11月26日(月)～30日(金)

※日時については、事前に調整させていただきます。

(イ) 視察施設

提出書類一覧(別紙1) No.5「事業概要書」1(9)事業実績に記入の認可保育所または認定こども園のうち、本市が選択した施設で実施します。

イ 選考委員会

(ア) 実施日 平成30年12月3日(月)

(イ) 選考方法

提出書類、既存施設の現地視察の結果により1次選考評価基準表(別紙2)に基づく採点を行い、獲得点数が高い4法人を決定します。

ウ 1次選考結果通知 決定後速やかに参加申込したすべての法人に通知します。

(5) 2次選考

1次選考を通過した法人を対象に、提出書類、既存運営施設の現地視察及びプレゼンテーションによる選考を行います。

ア 現地視察

法人の運営する既存の保育所または認定こども園1か所を対象に行います。

(ア) 実施日 平成30年12月10日(月)・11日(火)、平成31年1月8日(火)のいずれか。

※日時については、事前に調整させていただきます。

(イ) 視察施設

提出書類一覧(別紙1) No.5「事業概要書」1(9)事業実績に記入の認可保育所または認定こども園のうち、本市が選択した施設で実施します。

イ プレゼンテーション

(ア) 実施日 平成30年12月10日(月)・11日(火)、平成31年1月8日(火)のいずれか。



※別途、対象者に時間、実施方法などを通知します。

(イ) 場所 安城市役所または市内公共施設で行います。

(ウ) 実施方法 各法人 発表20分、質疑応答20分

(エ) 出席者・発表者（3人以内）

法人の代表者、理事もしくは職員（以下「法人関係者」という。）または施設長就任予定者に限ります。出席する施設長就任予定者が法人関係者でない場合は、他に必ず法人関係者1名の出席をお願いします。

(オ) 内容

安城市において実施する保育の内容、特徴のある取組み、施設整備の内容を中心にプレゼンテーションを行ってください。

(カ) その他

当日は、パソコン、プロジェクター、スクリーンを市で準備しますので、使用する場合はプレゼンテーション用データを準備してください。

ウ 選考委員会

(ア) 実施日 プレゼンテーション終了後

(イ) 選考方法

各委員が提出書類、既存運営施設の現地視察及びプレゼンテーションの結果により2次選考評価基準表（別紙3）に基づく採点を行い、第1位とした委員を獲得した数の多い法人に決定します。※同数の場合はその法人の中で1位4点、2位3点、3位2点、4位1点の点数をつけ、獲得点数が最も高い法人に決定します。次点まで決定します。

エ 2次選考結果通知・公表

決定後速やかに2次選考に参加した法人に通知します。また、決定した法人は安城市公式ウェブサイトに掲載し公表をします。

なお、選考の結果、不採択となったことによる法人の不利益については、本市は一切その責を負わないものとします。

## 6 その他留意事項

(1) 参加申込書（様式2）提出後に応募を辞退する際には、参加申込辞退届（様式7）を提出してください。

(2) 最終選考により決定した法人は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。

- ん。決定した法人が辞退となった場合は次点の法人を選定法人とします。
- (3) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。
  - (4) 本要項に基づいて、提出された書類に記載された内容で、評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営を行ってください。
  - (5) 選考の結果、決定法人なしとする場合があります。
  - (6) 応募がなかった場合または決定法人なしとした場合は、再度募集を行う予定です。

安城市子育て健康部保育課保育経営係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2228 (直通)

FAX 0566-76-1112 (代表)

メール [hoiku@city.anjo.lg.jp](mailto:hoiku@city.anjo.lg.jp)